

設備等合理化資金

○資金用途	・ 町内の事業所に設置する事業用の機械・車両等の購入資金 ・ 町内事業所の増改築に要する資金		
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 町内で1年以上事業を営む方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	2,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	5年以内(1.8%)	10年以内(2.2%)	
○保証料補助	無し		

経営改善資金

○資金用途	・ 事業経営の向上に必要な運転資金 ・ 経営改善資金の借換に要する資金		
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 町内で1年以上事業を営む方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	3年以内(1.7%)	5年以内(1.8%)	7年以内(2.0%)
○保証料補助	無し		

景気対応資金(売上減少)

○資金用途	・ 事業経営の向上に必要な運転資金 ・ 景気対応資金(売上減少)の借換に要する資金		
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 町内で1年以上事業を営む方 ・ 経営の向上に努力していながら、売上げが減少している方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	3年以内(1.4%)	5年以内(1.5%)	
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助		

景気対応資金(災害関連)

○資金用途	・ 事業の再建に必要な運転資金・設備資金		
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 融資の申請前1年以内に地震、豪雨その他の異常な自然現象により生じた災害により直接被害を受け、町から被災証明書又は罹災証明書の交付を受けた方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	3年以内(1.2%)	5年以内(1.3%)	7年以内(1.4%)
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助		

創業資金

○資金用途	・ 新規事業の開始や事業転換に必要な運転資金・設備資金		
○融資を受ける条件	・ 町内で中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種を営もうとする方で、下記①～③のいずれかに該当する方 ①同一の業種に5年以上勤務し、退職後1年未満であって、営もうとする事業がその勤務経験に関連している方、又は法律に定める資格を有し、営もうとする業種がその資格に関連している方 ②町内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満の方 ③現在の事業を転換又は新たに別の事業を開始する方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	500万円		
○融資期間 (貸付利率)	5年以内(1.8%)		
○保証料補助	保証料の全額を町が補助		

小規模企業者資金

○資金用途	・ 事業経営の向上に必要な運転資金・設備資金		
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 町内で1年以上事業を営む方 ・ 常時使用する従業員が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業においては5人以下)の方 ・ 新規借入を含む保証付借入の残高が2,000万円以内の方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	3年以内(1.6%)	5年以内(1.7%)	
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助		

事業承継支援資金

○資金用途	・ 事業承継に必要な事業用資産等の取得資金・運転資金		
○融資を受ける条件	・ 町内にある事業所を事業承継する町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人で、下記①～④のいずれかに該当する方 ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者又は事業を営んでいない個人 ②代表者を2年以内に交代しようとする中小企業者又は代表者が交代してから2年未満の中小企業者 ③個人から2年以内に事業の引継ぎを受けようとする中小企業者又は事業の引継ぎを受けてから2年未満の方 ④合併、営業譲渡、株式取得又は会社分割により事業資産及び経営権を2年以内に承継する中小企業者又は承継した後2年を経過していない中小企業者 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	2,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	5年以内(1.8%)	7年以内(2.0%)	10年以内(2.2%)
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助		

※元金の返済は、6か月以内であれば据え置きも可能です。詳細は、取扱金融機関にご相談ください。